

岩手県告示第19号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営江釣子第二地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成23年1月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
北上市上江釣子10地割	47番1	田	田	711	565
北上市上江釣子11地割	40番	〃	〃	105	10
〃	67番	〃	〃	823	148
〃	68番	〃	〃	1,024	703
〃	70番	〃	〃	1,044	101
〃	75番	〃	〃	1,229	43
〃	79番	〃	〃	1,044	35
〃	167番1	〃	〃	1,013	361
〃	217番	〃	〃	1,176	142
〃	233番	〃	〃	509	191
〃	252番	〃	〃	1,110	292
北上市上江釣子12地割	83番1	〃	〃	1,013	364
〃	230番	〃	〃	115	36
北上市鳩岡崎5地割	58番1	〃	〃	1,292	104
〃	129番	〃	〃	1,110	781
北上市鳩岡崎6地割	73番	〃	〃	1,044	257